



工場の省エネ

平成 31 年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金【省エネ補助金】
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)



設備の省エネ



工場の省電力

平成 31 年度

電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金【省電力補助金】



設備の省電力

**工場・事業場単位と設備単位の両面から、
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの
省エネルギー・省電力投資を支援します。**

I. 工場・事業場単位での

省エネルギー・省電力設備導入事業

- 業種や設備は限定していません。
- 省エネルギー・省電力となる事業は申請可能です。
「どのような省エネ設備に更新するか」、「省エネ取組を行なうか」を検討の上、申請ください。
- 省エネルギー・省電力の計算方法は、事業者の方が検討・決定してください。

既存設備及び更新設備の双方の
使用エネルギーが電気のみである

NO YES

複数年度事業、原単位改善を行う事業、
連携事業又は年度またぎ事業である

YES NO

平成 31 年度
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)
I. 工場・事業場単位
公募要領省エネ補助金(I.工場・事業場単位)
の公募要領をご覗ください。

II. 設備単位での

省エネルギー・省電力設備導入事業

- 業種は限定していません。
- 更新設備は設備区分の中から選択してください。
- 補助事業ポータルへ入力いただければ、省エネルギー・省電力計算や申請書類の作成が簡単にできます。

既存設備及び更新設備の双方の
使用エネルギーが電気のみである

NO YES

設備使用者が大企業である

YES

NO

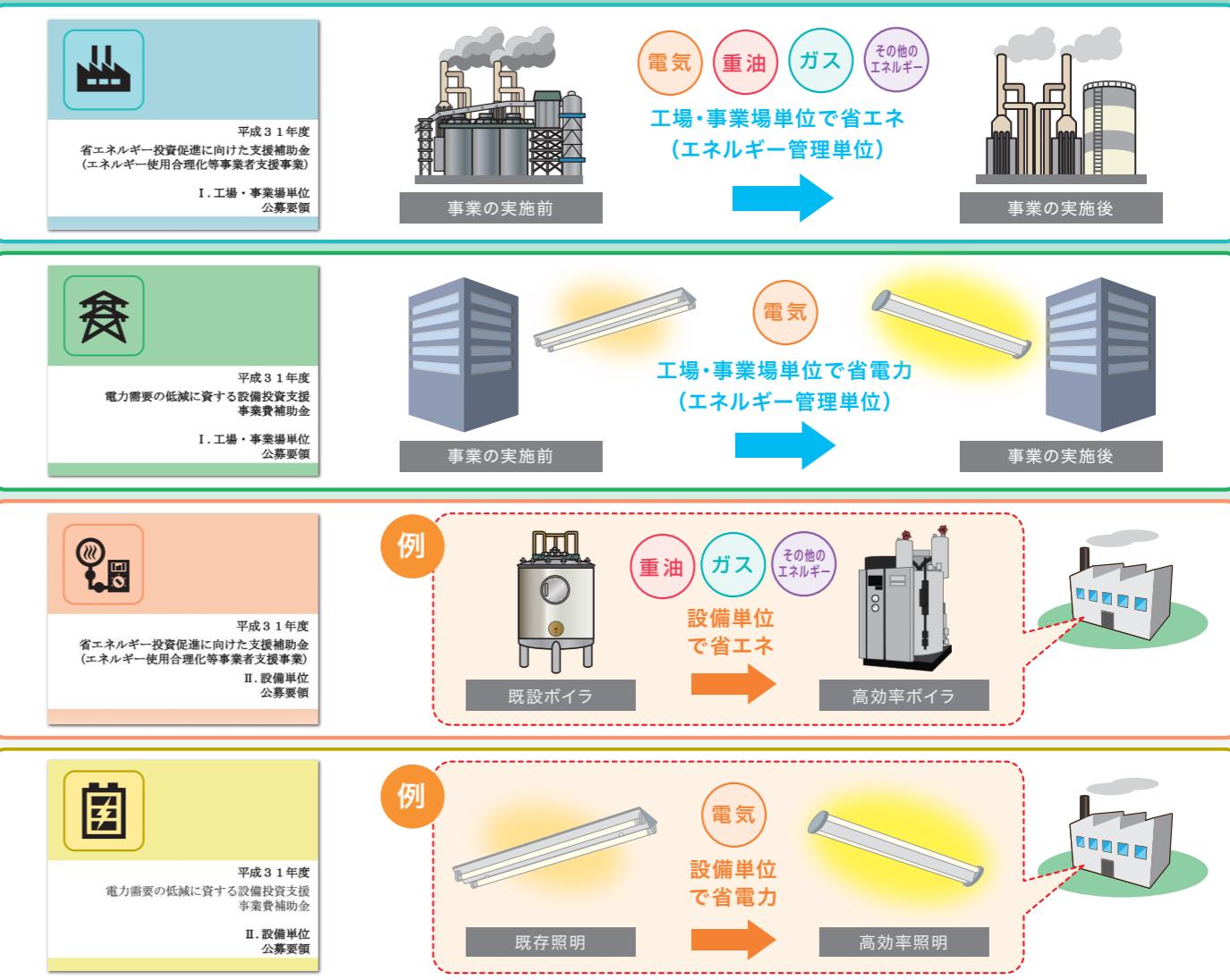
I. 工場・事業場
単位での申請を
ご検討ください平成 31 年度
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)
II. 設備単位
公募要領省エネ補助金(II.設備単位)
の公募要領をご覗ください。平成 31 年度
電力需要の低減に資する設備投資支援
事業費補助金
II. 設備単位
公募要領省電力補助金(II.設備単位)
の公募要領をご覗ください。

申請パターン

	事業内容		申請できる補助金	
	既存設備の使用 エネルギー種別	導入設備の使用 エネルギー種別	I. 工場・事業場単位	II. 設備単位
①	電 気	電 気	省電力補助金 ※1	省電力補助金
②	電 気	電気以外	省エネ補助金	省エネ補助金
③	電気以外	電 気	省エネ補助金	省エネ補助金
④	電気以外	電気以外	省エネ補助金	省エネ補助金
⑤	①及び②～④のいずれかの複合		省エネ補助金	原則として、①は省電力 補助金、②～④は省エネ 補助金で申請して下さい ※2

※1 ①であっても複数年度事業、原単位改善を行う事業、連携事業、年度またぎ事業の場合は、省エネ補助金(I.工場・事業場単位)で申請してください。

※2 例えば、同一事業所内で、ボイラ(LPG)と照明設備の更新を検討している場合は、ボイラ(LPG)は省エネ補助金で申請し、照明設備は省電力補助金へ申請を分けていただくことになります。



省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (エネルギー使用合理化等事業者支援事業)



工場の省エネ

I. 工場・事業場単位

省エネ設備導入事業				(d) エネマネ事業										
	(a) 一般事業	(b) 大規模事業	(c) 連携事業											
申請要件	<p>省エネルギー設備への更新、改修等、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギー・マネジメントシステム(以下「EMS」という)の新設により、原油換算量ベースで省エネルギー率 5%以上 又は エネルギー消費原単位改善率 5%以上 (注) のいずれかを達成する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資回収年が5年以上の事業が対象です。 「エネルギー使用量が1,500kI以上の大規模な工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業のみが対象となります。 トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器のみを補助対象とします。 	<p>省エネルギー設備への更新、改修等、EMSの新設により、原油換算量ベースで省エネルギー量 500kI以上 を達成する事業</p>	<p>複数の事業者間において、生産設備の統合やユーティリティーの共有によるエネルギー・マネジメントシステム(以下「EMS」という)の新設により、一体となって省エネルギー化を図り、(a)又は(b)の要件のいずれかを満たす事業</p>	<p>SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化を図り、EMSの制御効果と省エネルギー診断等による運用改善効果により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を達成する事業</p>										
<p>補助率</p> <table border="1"> <tr> <td>中小企業者等 ※1</td> <td>1/3以内 (d)と同時申請 1/2以内</td> <td>1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は 1/3以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。</td> <td>1/2以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。</td> <td>エネマネ事業のみ申請 1/2以内</td> </tr> <tr> <td>大企業 (みなし大企業を含む) ※2</td> <td>1/4以内 (d)と同時申請 1/3以内</td> <td>1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は 1/4以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。</td> <td></td> <td>エネマネ事業のみ申請 1/3以内</td> </tr> </table>					中小企業者等 ※1	1/3 以内 (d)と同時申請 1/2 以内	1/2 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は 1/3 以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。	1/2 以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。	エネマネ事業のみ申請 1/2 以内	大企業 (みなし大企業を含む) ※2	1/4 以内 (d)と同時申請 1/3 以内	1/3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は 1/4 以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。		エネマネ事業のみ申請 1/3 以内
中小企業者等 ※1	1/3 以内 (d)と同時申請 1/2 以内	1/2 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は 1/3 以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。	1/2 以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。	エネマネ事業のみ申請 1/2 以内										
大企業 (みなし大企業を含む) ※2	1/4 以内 (d)と同時申請 1/3 以内	1/3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は 1/4 以内 (d)と同時申請の場合でも補助率は同じです。		エネマネ事業のみ申請 1/3 以内										
補助対象経費	設計費、設備費、工事費													
補助金限度額 ※3	【上限額】 15億円 /年度	【上限額】 20億円 /年度	【上限額】 30億円 /年度	【上限額】 15億円 /年度										
	【下限額】 100万円 /年度													



設備の省エネ

II. 設備単位

既設設備を一定以上の省エネ性の高い設備に更新する事業

対象設備	高効率空調	産業ヒートポンプ	業務用給湯器	
	高性能ボイラ	高効率コージェネレーション	低炭素工業炉	
	冷凍冷蔵設備	産業用モータ		
補助率	中小企業者等 ※1	1/3 以内		
	大企業 (みなし大企業を含む) ※2	対象外		
補助対象経費	設備費のみ			
補助金限度額	【上限額】 3,000万円 【下限額】 30万円			

(注)エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

※1 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主及び会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人。

※2 大企業とは、中小企業者等以外の法人。

※3 事業規模が大きく単年度での事業実施が困難な事業(複数年度事業)の事業全体の補助金上限額は、(a)50億円、(b)60億円、(c)90億円、(d)50億円とする。

電力需要の低減に資する設備投資支援事業費補助金



工場の省電力

I. 工場・事業場単位

(a)省電力設備導入事業

省電力設備への更新、改修等、EMSの新設により、
電力使用量を10%以上削減する事業

申請要件

- ・投資回収年が5年以上の事業が対象です。
- ・既存の電力使用設備を高効率の電力使用設備に更新する事業を対象とします。ただし、単年度事業に限ります。^{※3}
- ・トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器のみを補助対象とします。

(b)エネマネ活用事業

(a)の事業に加えて、
SIIに登録されたエネマネ事業者と
「エネルギー管理支援サービス」を契約し、
SIIに登録されたEMSを用いて、
より効果的に省電力化を図り、
EMSの制御効果と省電力診断等による
運用改善効果により、
電力使用量を2%以上削減する事業



設備の省電力

II. 設備単位

既設設備を
一定以上の省電力性能の高い設備に更新することで、
電力使用量を10%以上削減する事業



高効率照明



高効率空調



産業ヒートポンプ



業務用給湯器



高性能ボイラ



低炭素工業炉



変圧器



冷凍冷蔵設備



産業用モータ

補助率
中小企業者等
※1

1/3以内

1/2以内

中小企業者等
※1

1/3以内

補助率
大企業
(みなし大企業を含む)
※2

1/4以内

1/3以内

大企業
(みなし大企業を含む)
※2

補助対象経費

設計費、設備費、工事費

設備費のみ

補助金限度額

【上限額】 **15億円**
【下限額】 **100万円**

【上限額】 **3,000万円**
【下限額】 **30万円**

※1 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主及び会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人。

※2 大企業とは、中小企業者等以外の法人。

※3 複数年度事業、原単位改善を行う事業、連携事業、年度またぎ事業の場合は、省エネ補助金(I.工場・事業場単位)で申請してください。

申請の流れ

I.工場・事業場単位

II.設備単位

SIIホームページで公募要領確認

補助対象事業、補助対象事業者、補助対象設備等が事業要件を満たすことを確認してください。

補助対象設備を決定

既存設備の能力と稼働条件を踏まえて導入予定設備の仕様を検討ください。

参考見積りを取得

導入予定設備の見積りを取得してください。

工場・事業場単位の省エネ量・省電力量を算出

事業場全体のエネルギーに係る領収書や導入予定設備のカタログから計算してください。

アカウントを取得し、ポータルへログイン

補助事業ポータルサイトを利用するため、SIIのホームページからアカウントを取得してください。

必要情報の入力

補助事業者情報と導入予定設備・経費の情報を正確に入力ください。

指定書類作成

提供様式やポータルに入力された情報から書類を作成ください。

省エネ・省電力計算、指定書類作成

ポータルに入力された情報から、自動的に省エネ・省電力計算がされます。

出力・押印・郵送

交付申請書類を全て揃え、適切にファイリング後、郵送ください。

交付申請書の提出 2019年6月28日(金)17:00必着

交付申請書類を全て揃え、適切にファイリング後、郵送ください。

交付決定 2019年8月下旬(予定)

SIIホームページにて公表

事業開始

必ず交付決定を受けた後に発注してください。

事業完了後、補助金交付

完了報告の内容を検査の上、補助金の額を確定し、補助金が交付されます。事業完了以降、成果の報告が必要です。

全体スケジュール

2019年5月

16日(木)東京

17日(金)大阪

20日(月)札幌、沖縄

21日(火)仙台、福岡

22日(水)名古屋、広島

23日(木)石川、香川

※SIIのホームページ (<https://sii.or.jp/>) で事前エントリーが必要です。

公募説明会

2019年5月20日(月)～2019年6月28日(金)

交付決定

2019年8月下旬(予定)

事業期間

交付決定日～2020年1月31日まで

申請 → 審査

事業開始

交付決定日

事業期間

発注 → 工事 → 檢収 → 支払い

- ・3者以上の見積依頼・競争入札を行う必要があります。
- ・契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。
交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります。

事業完了

2020年1月31日まで

留意事項

- ・当資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず公募要領等をご確認ください。
- ・補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてIDを取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- ・補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- ・交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- ・事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- ・導入した設備を財産処分する場合は、あらかじめSIIの承認を得る必要があります。
補助金を返還いただく場合がありますのでご留意ください。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

I.工場・事業場単位

03-5565-4463

II.設備単位

ナビダイヤル
(通話料がかかります) 0570-055-122
IP電話からのお問い合わせ 042-303-4185

受付時間：10:00～12:00, 13:00～17:00 (土日祝日を除く)